公 募 説 明 書

１　件名

令和６年分の土地評価基準に係る鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募について

２　業務内容

⑴　鑑定評価員等

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な鑑定評価を行う。

なお、詳細については別添１「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり。

⑵　土地評価精通者

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な調査を行う。

なお、詳細については別添２「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

３　参加資格

⑴　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑶　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑷　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

⑸　その他、本説明書、別添１「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添２「土地評価精通者業務仕様書」（以下併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

４　公募説明書配付等の期間及び場所

⑴　期間

公告日から令和５年７月 25 日（火）までの午前９時 30 分から午後４時までとする。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日及び正午から午後１時までを除く。

⑵　場所

局　署	部　署	住　所	電話番号
高松国税局	総務部会計課	高松市天神前２番 10 号	(087)831-3111
高松国税局	課税部資産評価官	高松市天神前２番 10 号	(087)831-3111
徳島税務署	評価専門官	徳島市幸町三丁目 54 番地	(088)622-4131
高松税務署	評価専門官	高松市天神前２番 10 号	(087)861-4121
松山税務署	評価専門官	松山市若草町４番地３号	(089)941-9121
高知税務署	評価専門官	高知市栄田町二丁目２番 10 号	(088)822-1123

５　希望届出書等の提出期限及び提出先等

⑴　提出期限

令和５年７月 25 日（火）午後５時　（必着）

⑵　提出先

〒760－0018　　香川県高松市天神前２番 10 号　高松国税総合庁舎

高松国税局　課税部　資産評価官　評価係

⑶　提出方法

イ　提出先へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）をもって希望届出書等を送付するときは、封筒に「令和６年分　鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書等在中」と朱書し、提出期限までに提出先へ到着するように送付する。

ロ　提出先へ持参するときは、提出期限までに提出先へ持参する。

⑷　提出書類

イ　鑑定評価員等

別紙１「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

ロ　土地評価精通者

(ｲ)　不動産鑑定士

別紙１「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

(ﾛ)　不動産鑑定士以外

別紙２「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」

ハ　鑑定評価員等及び土地評価精通者共通

別紙３「指名停止等に関する申出書」

別紙４「誓約書」及び「役員等名簿」

令和６年分の地価公示の鑑定評価員に委嘱された不動産鑑定士は、委嘱の事実が確認できる書類（国土交通省土地鑑定委員会から送付された令和６年分の地価公示の鑑定評価員に係る委嘱状の写しなど）

⑸　その他

イ　公募に参加しようとする者は、募集に関する公告、本説明書及び仕様書等の内容について、十分承知しておくこと。

ロ　業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ　希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ　当局へ提出した上記⑷の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

６　契約保証金

全額免除する。

７　希望届出書の無効

本説明書及び仕様書に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

８　契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

９　契約者の決定方法等

⑴　鑑定評価員等

仕様書に定める選任基準により選任された鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

⑵　土地評価精通者

仕様書に定める選任基準により選任された土地評価精通者又は所属する組織（法人又は個人）と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

10　報酬

⑴　報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は別添１「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添２「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

⑵　報酬の振込先口座

報酬の振込先の口座名義については、契約者と同一とする。

⑶　報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

11　問合せ先

高松国税局　課税部　資産評価官　評価係

℡（087）831-3111

12　その他

交付書類は、「令和６年分の土地評価基準に係る鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募について」のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

なお、本説明書及び仕様書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

別添１

鑑定評価員等業務仕様書

１　鑑定評価業務の従事者の区分等

⑴　従事者の区分

イ　鑑定評価員

路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めるための鑑定評価を行う不動産鑑定士

ロ　統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、県別に行う鑑定評価員会議（以下「県別鑑定評価員会議」という。）において、同会議の主催等を行う不動産鑑定士

ハ　副統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、県別鑑定評価員会議において、統括鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士（鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を併せて以下「鑑定評価員等」 という。）

（注）県別鑑定評価員会議の担当区域については、本仕様書末尾の「令和６年分鑑定評価員会議の担当区域」による。

⑵　従事者資格

次のイからホまでの条件のいずれにも該当する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）とする。

イ　不動産鑑定業者である不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士であること。

ロ　過去３年間（令和２年１月１日から令和４年 12 月 31 日まで）において、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（公的土地評価に係る鑑定評価を含む。）を年間５件以上行っていること。

なお、不動産鑑定士補となるために必要な実務経験及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第 14 条の２に規定する実務修習で実施した不動産の鑑定評価は算入しない。

ハ　不動産鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた場合においては、令和５年７月１日時点において、その処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していること。

ニ　県別鑑定評価員会議の運営に協力し、公的土地評価相互の均衡に十分配慮することができる者であること。

ホ　不動産鑑定士等又はその不動産鑑定士等が主催若しくは所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っていること。

２　鑑定評価員等の選任基準

上記１の⑵に掲げる条件のいずれにも該当し、かつ、鑑定評価員等へ選任されることを希望する者の中から、次の⑴から⑵までの鑑定評価員等の区分に応じて定めた基準により選任する。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、土地評価精通者への希望の有無、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準

に該当する者であっても選任されない場合がある。

⑴　鑑定評価員

次のイ及びロの区分に応じて選任する。

イ　一般の鑑定標準地（特定の鑑定標準地以外の鑑定標準地をいう。以下同じ。）に係る鑑定評価員

次の上位の基準に該当する者から選任する。

㈠　希望する管轄区域の地価公示の標準地の鑑定評価を行っている者

㈡　希望する管轄区域の都道府県の基準地の鑑定評価を行っている者

㈢　希望する管轄区域の固定資産税標準宅地の鑑定評価を行っている者

㈣　過去において上記㈠ないし㈢に掲げる公的土地評価の経験がある等、希望する管轄区域の地価事情に精通していると認められる者

㈤　その他希望する管轄区域の地価事情に精通していると認められる者

ロ　特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が５万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）及びゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。）の別に、次の上位の基準に該当する者から選任する。

㈠　大規模工場用地

A　当局の管轄区域内の大規模工場用地の鑑定評価の実績等から、大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者

B　その他当局の管轄区域内の大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者

㈡　ゴルフ場用地等

A　当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

B　その他当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

⑵　統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

各県内の地価公示分科会幹事会の代表幹事及び地価調査分科会幹事会の代表幹事等の公的土地評価の役職経験がある等、各県内の地価事情に特に精通していると認められる者について、県ごとに統括鑑定評価員（各１名）、副統括鑑定評価員（各２名以内）の順に選任する。

⑶　鑑定評価員等の選任の取消し等

当局が選任した鑑定評価員等について、上記⑴から⑵までの選任基準及び上記１⑵の従事者資格に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

なお、当局の選任した鑑定評価員等が不動産鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた場合についても同様とする。

おって、令和５年７月１日から当局が鑑定評価員等を選任するまでの期間に不動産鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた者については、鑑定評価員等への選任は行わない。

３　鑑定評価員の業務内容

⑴　鑑定評価員

イ　一般の鑑定標準地に係る鑑定評価員

当局資産評価官又は評価事務を担当する税務署の評価専門官（以下、両者を併せて「依頼者」という。）から鑑定評価を依頼された鑑定標準地について、更地の正常価格並びに借地権の正常価格及び借地権割合（以下、併せて「鑑定評価額等」という。）の鑑定評価を行う。

㈠　概報評価額調書等の作成

見込価額及び見込借地権割合（以下、併せて「概報評価額等」という。）を記載した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を作成する。

㈡　概報評価額調書等の提出

上記㈠で作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の統括鑑定評価員へ提出する。

㈢　県別鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とする県別鑑定評価員会議の統括鑑定評価員からの召集を受けて同会議へ出席する。

㈣　鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を書面又は電磁的記録により作成する。

なお、電磁的記録により鑑定評価書を作成する場合において、鑑定評価書に付する電子署名の詳細については、依頼者から別途指示する。

㈤　鑑定評価書の内容確認

別途依頼者が交付する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

㈥　鑑定評価書等の提出

上記㈣で作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表及び上記㈤の鑑定評価書確認書等（以下、㈥において「鑑定評価書等」という。）を提出する。

なお、書面により鑑定評価書等を作成した場合は、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の統括鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により鑑定評価書等を作成した場合の提出先は依頼者から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記㈡概報評価額調書等の提出時に統括鑑定評価員へその旨申し出る。

ロ　特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

局資産評価官から鑑定評価を依頼された特定の鑑定標準地について鑑定評価を行う。

なお、大規模工場用地については更地の正常価格（その大規模工場用地が５万平方メートルであるとした場合の価格を含む。）並びに借地権の正常価格及び借地権割合の鑑定評価を行い、ゴルフ場用地等についてはゴルフ場用地等としての正常価格の鑑定評価を行う。

㈠　概報評価額調書等の作成

概報評価額等を記載した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を作成する。

㈺　概報評価額調書等の提出

上記㈠で作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表を、局資産評価官付評価係へ提出する。

㈩　鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を書面又は電磁的記録により作成する。

なお、電磁的記録により鑑定評価書を作成する場合において、鑑定評価書に付す電子署名の詳細については、局資産評価官から別途指示する。

㈡　鑑定評価書の内容確認

別途局資産評価官が交付する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

㈬　鑑定評価書等の提出

上記㈩で作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表及び上記㈡の鑑定評価書確認書等（以下、㈬において「鑑定評価書等」という。）を、局資産評価官付評価係へ提出する。

なお、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記㈺概報評価額調書等の提出時に局資産評価官評価係へその旨申し出る。

（注）１　県別鑑定評価員会議

県別鑑定評価員会議は、鑑定標準地の鑑定評価額がバランスのとれた適正なものとなるように、鑑定評価員等を構成員として県別に行う。

なお、県別鑑定評価員会議には、当局資産評価官の職員及びその県別鑑定評価員会議が担当する区域の評価事務を行う税務署の評価担当職員が出席する。

２　鑑定評価は、不動産鑑定評価法及び不動産鑑定評価基準並びに不動産鑑定評価基準の運用上の留意事項（国土交通事務次官通知）等の、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たって準拠すべきとされるもの（以下「不動産鑑定評価基準等」という。）に基づいて行う。

３　鑑定評価の価格時点は、令和６年１月１日とする。

４　調査範囲等条件として、土壌汚染、埋蔵文化財及び地下埋設物を考慮外としての鑑定評価を行う。

５　借地権の鑑定評価に当たり、借地権の取引事例がない等の理由で鑑定評価を行うことができない場合は、次の事項を記載した書類を作成する。

⑴　鑑定評価によらなかった理由（不動産鑑定評価基準等により難い理由）

⑵　調査経過

⑶　鑑定標準地の属する地域における標準的な借地契約等に基づいた場合の借地権の正常価格（割合）の査定根拠

６　概報評価額調書、鑑定標準地の価格一覧表及び鑑定評価書の作成に当たっては、別途指示する様式及び作成要領に基づいて行う。

⑵　統括鑑定評価員

上記⑴のイ又はロの鑑定評価員の業務に加え、次のイからへまでの業務を行う。

イ　評価専門官との協議

県別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項、資料等について、あらかじめ評価専門官と協議する。

ロ　鑑定標準地の選定について

評価専門官が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

ハ　県別鑑定評価員会議の主催等

⑺　県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等を召集し同会議を主催する。

⑻　県別鑑定評価員会議において鑑定評価員等相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員等相互の意見が相違する場合においては、自ら判定した鑑定評価額又は鑑定評価額の再検討が必要である旨を評価専門官へ連絡する。

ニ　概報評価額調書等の取りまとめ及び提出

県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を取りまとめ、評価専門官へ提出する。

ホ　鑑定評価書等の取りまとめ及び提出

県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）及び鑑定評価書確認書を取りまとめ、評価担当税務署の税務署長（担当：評価専門官）を経由して高松国税局長へ提出する。

へ　鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

その統括鑑定評価員が担当する県に係る市区町村ごとの鑑定評価員名及び担当地点数並びに電磁的記録により鑑定評価書等を提出する申し出があった鑑定評価員名の一覧表（以下、併せて「鑑定標準地数等一覧表」という。）を適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

⑶　副統括鑑定評価員

上記⑴のイ又はロの鑑定評価員の業務に加え、上記⑵の統括鑑定評価員の業務の補佐を行う。

4　提出書類及び提出期限（統括鑑定評価員）

	提出書類	提出期限	提出先
1	・概報評価額調書 ・鑑定標準地の価格一覧表 （概報評価額等に基づくもの）	令和５年 12 月８日（金）	評価担当税務署の評価専門官
2	鑑定標準地数等一覧表	令和５年 12 月 18 日（月）	別途指示する
3	補完記入後の ・概報評価額調書の写し ・鑑定標準地の価格一覧表の写し（概報評価額等に基づくもの）	令和６年１月 31 日（水）	評価担当税務署の評価専門官

4	書面により作成した ・鑑定評価書 ・鑑定標準地の価格一覧表 （鑑定評価額等に基づくもの） ・鑑定評価書確認書	令和６年２月５日（月）	高松国税局長 【評価担当税務署の税務署長（担当：評価専門官）を経由】
5	依頼者が指示する書類	依頼者が指定した日	依頼者

（注）　「４　鑑定評価書」は、マイクロソフト社製エクセルで作成する。

５　受託者の条件

次の⑴から⑶までの条件のいずれにも該当する不動産鑑定業者とする。

⑴　不動産鑑定評価法第 22 条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者であること。

⑵　令和５年７月１日時点において、不動産鑑定評価法第 41 条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していない等、適正な鑑定評価の実施に支障を生じるおそれがあると認められる不動産鑑定業者でないこと。

⑶　上記１の⑵のロからホまでの条件を充足する不動産鑑定士が従事する不動産鑑定業者（その不動産鑑定士が不動産鑑定業者である場合を含む。以下同じ。）であること。

６　報酬

次の⑴から⑵までの区分に応じて定めた金額とする。

なお、次の⑴から⑵までに掲げる金額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

⑴　鑑定評価員

鑑定評価を依頼された鑑定標準地について１地点当たり次の金額

鑑定標準地の区分	単　価
一般の鑑定標準地	７３，９００円
特定の鑑定標準地	９６，６００円

⑵　統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ　鑑定評価を依頼された鑑定標準地について１地点当たり上記⑴の表に掲げる金額

ロ　２１，８５０円（県別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

７　契約先

鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

８　「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容の維持

鑑定評価員等及び当局と契約を結ぶ不動産鑑定業者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

９　依頼の取消し等

次に掲げる事由が生じた場合は、鑑定評価員等業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払は行わない。

なお、一部の業務が終了している場合においても同様とする。

⑴　依頼した鑑定評価員等業務の完了見込みがない場合

⑵　上記５の⑴の受託者の条件に該当しないこととなった場合

⑶　不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第 30 条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合

⑷　鑑定評価員等が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 40 条に基づく懲戒処分を受けた場合

⑸　不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 41 条に基づく監督処分を受けた場合

⑹　依頼者の指示に従わない場合等、その他鑑定評価業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合

⑺　上記⑴から⑹までの処理については、全て当局の指示に従うものとし、当該指示に対して異議を申し立てないこと。

10　情報の公開

上記４の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、依頼者に提出された書類は、当局が定める路線価等の評定根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

11　その他

⑴　「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」の記載内容に変更があった場合は、依頼者へ直ちに連絡する。

⑵　鑑定評価を依頼する鑑定標準地は、令和５年 10 月下旬までに、依頼者が指示する。

⑶　本仕様書の業務に関して知り得た事項は、依頼者が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。

　また、本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、鑑定評価書等の提出後、依頼者の指示に従い返却する。

⑷　依頼者が開催する説明会及び打合せ会等に出席する。

　なお、出席に伴う交通費等は、自己の負担とする。

⑸　当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力すること。

　なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡すること。

⑹　本仕様書に定めがないものについては依頼者の指示に従う。

令和６年分鑑定評価員会議の担当区域

県	管轄区域	評価担当税務署
徳島県	徳島県内の全税務署	徳島税務署
香川県	香川県内の全税務署	高松税務署
愛媛県	愛媛県内の全税務署	松山税務署
高知県	高知県内の全税務署	高知税務署

別添２

土地評価精通者業務仕様書

１　土地評価精通者の選任基準

土地評価精通者へ選任されることを希望する者の中から、次の⑴から⑷までの土地評価精通者の区分に応じて定めた基準により選任する（⑸に該当する者を除く。）。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、鑑定評価員の選任状況、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

⑴　宅地の土地評価精通者

税務署の管轄区域ごとに、次の上位の基準に該当する者から選任する。

イ　意見価格等の提出を依頼する地域（以下「依頼地域」という。）の地価公示の標準地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）

ロ　依頼地域の県の基準地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士

ハ　依頼地域の固定資産税標準宅地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士

ニ　過去においてイないしハに掲げる公的土地評価の経験がある等、依頼地域の地価事情に精通していると認められる不動産鑑定士

ホ　次に掲げる者で、依頼地域の地価事情に精通していると認められる者

⑺　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

⑻　不動産取引業者又は不動産取引業者に勤務する者

ヘ　その他依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者

⑵　大規模工場用地・ゴルフ場用地等の土地評価精通者

大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が５万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）及びゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。）の別に、次の上位の基準に該当する者から選任する。

イ　大規模工場用地・ゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる不動産鑑定士

ロ　次に掲げる者で、依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

⑺　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

⑻　不動産取引業者又は不動産取引業者に勤務する者

ハ　その他依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

⑶　農地の土地評価精通者

税務署の管轄区域ごとに、財産評価基本通達（昭和 39 年４月 25 日付直資 56 ほか１課共同）に定める純農地及び中間農地の別に選任する。

イ　純農地

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(ｲ)　次に掲げる者で、依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者

A　農業協同組合の役職員

B　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ﾛ)　依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる農業経営者

(ﾊ)　上記⑴のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）

(ﾆ)　その他依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者

ロ　中間農地

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(ｲ)　上記⑴のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）

(ﾛ)　次に掲げる者で、依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者

A　農業協同組合の役職員

B　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ﾊ)　その他依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者

⑷　山林の土地評価精通者

税務署の管轄区域ごとに、財産評価基本通達に定める純山林及び中間山林の別に選任する。

イ　純山林

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(ｲ)　次に掲げる者で、依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者

A　森林組合の役職員

B　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ﾛ)　依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる林業経営者

(ﾊ)　上記⑴のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）

(ﾆ)　その他依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者

ロ　中間山林

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(ｲ)　上記⑴のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）

(ﾛ)　次に掲げる者で、依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者

A　森林組合の役職員

B　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ﾊ)　その他依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者

⑸　不適格者

イ　不動産鑑定士の場合

㈠　不動産鑑定士が、令和５年７月１日時点において、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第 40 条の規定による懲戒処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していない等、適正な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者

㈡　不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者が、令和５年７月１日時点において、不動産鑑定評価法第 41 条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していない等、適正な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者

㈢　不動産鑑定士又はその不動産鑑定士が主宰若しくは所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っていると認められない者

ロ　その他

㈠　適切な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者

㈡　その者又はその者が主催若しくは所属する法人（個人事業者を含む。）が適正な申告・納税を行っていると認められない者

⑹　土地評価精通者の選任の取消し等

イ　土地評価精通者が不動産鑑定士である場合

当局の選任した土地評価精通者が不動産鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた場合は、選任を取り消す。

なお、土地評価精通者である不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第 41 条の規定による監督処分を受けた場合についても同様とする。

おって、令和５年７月１日から当局が土地評価精通者を選任するまでの間に、土地不動産鑑定士が不動産鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた者及び土地評価精通者への選任を希望する不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者で不動産鑑定評価法第 41 条の規定による監督処分を受けた者については、土地評価精通者への選任は行わない。

ロ　その他

当局が選任した土地評価精通者について、上記⑴から⑷の選任基準に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

２　土地評価精通者の業務内容

土地評価精通者は、当局資産評価官又は依頼地域の評価事務を担当する税務署の評価専門官（以下、両者を併せて「依頼者」という。）から依頼された標準地等について、次の⑴から⑷までの区分に応じて定めた業務を行う。

なお、土地評価精通者は、依頼された標準地等を実地に確認することとする。

⑴　宅地

次に掲げる標準地等の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査を行う。

イ　主要標準地（路線価等を定めるための評定を行う上で主要な基準点となる標準地をいう。以下同じ。）

地価公示価格水準の１平方メートル当たりの価格、借地権割合、地価変動率及び予想売買価格

ロ　枝標準地（主要標準地以外の標準地をいう。以下同じ。）

主要標準地の意見価格との格差及び借地権割合

ハ　地価公示標準地等

地価公示の標準地及び県の基準地（以下「地価公示標準地等」という。）の借地権割合（価格）

ニ　署の最高標準宅地

署の最高標準宅地の評定

⑵　大規模工場用地・ゴルフ場用地等

イ　大規模工場用地

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

㈠　主要標準地

地積がおおむね５万平方メートルのく形の宅地であるとした場合の１平方メートル当たりの価格、借地権割合、地価変動率及び予想売買価格

㈡　枝標準地

主要標準地の意見価格との格差及び借地権割合

ロ　ゴルフ場用地等

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

㈠　主要標準地

ゴルフ場用地等の付近にある土地の価格から比準して求めた価格に、そのゴルフ場用地等に造成するための費用を加算した１平方メートル当たりの価格、地価変動率及び予想売買価格

㈡　枝標準地

主要標準地の意見価格との格差

ハ　地価公示標準地等

地価公示標準地等の借地権割合（価格）

⑶　農地

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

イ　主要標準地

専ら農業の用（農業経営のための素地）に供することを目的とした売買において通常成立すると認められる 10 アール当たりの価格、付近の宅地の価格に対する割合、地価変動率及び予想売買価格

ロ　枝標準地

主要標準地の意見価格との格差

⑷　山林

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

イ　主要標準地

専ら林業の用（林業経営のための素地）に供することを目的とした売買において通常成立すると認められる 10 アール当たりの価格、付近の宅地の価格に対する割合、地価変動率

及び予想売買価格

ロ　枝標準地

主要標準地の意見価格との格差

（注）１　意見価格等の価格時点は令和６年１月１日とする。

２　標準地１地点当たりの土地評価精通者は、２名又は３名とする。

３　地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠については、不動産鑑定士のみに依頼する。

３　提出書類及び提出期限等

土地評価精通者は、上記「２　土地評価精通者の業務内容」の⑴から⑷までの区分に応じ、それぞれ必要となる次に掲げる書類を提出する。

なお、提出先のメールアドレス等は別途指示する。

<table>
<tr><th></th><th>提 出 書 類</th><th>提出方法等</th><th>提 出 期 限</th><th>提 出 先</th></tr>
<tr><td>1</td><td>精通者意見価格調書データ（宅地）</td><td rowspan="2">電子メール等（注）</td><td rowspan="4">令和６年１月 31 日（水）</td><td rowspan="5">評価担当税務署の評価専門官</td></tr>
<tr><td>2</td><td>精通者意見価格調書データ（農地・山林）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠</td><td rowspan="2">紙媒体</td></tr>
<tr><td>4</td><td>署の最高標準宅地等についての精通者意見価格の評定理由書</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他、別途指示のあった書類</td><td>別途指示のとおり</td><td>指定する期日</td></tr>
</table>

（注）１　「精通者意見価格調書（宅地・農地・山林）」は、パソコンで作成したファイル（マイクロソフト社製 Excel ファイル）を電子メール等に添付して送信する。

２　大規模工場用地・ゴルフ場用地等の意見価格等の提出に当たっては、精通者意見価格調書（宅地）を使用する。

３　提出した意見価格等について再検討の指示があった場合は、速やかに当該意見価格等の再検討を行い、必要に応じて訂正する。

４　受託者の条件

次の⑴から⑷までの土地評価精通者の区分に応じ、次に掲げる者とする。

⑴　宅地の土地評価精通者

イ　不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）

ロ　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）

ハ　不動産取引業者に勤務する者（不動産取引業者を含む。）

ニ　その他依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者

⑵　大規模工場用地及びゴルフ場用地等の土地評価精通者

イ　不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）

ロ　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）

ハ　不動産取引業者に勤務する者（不動産取引業者を含む。）

ニ　その他依頼地域の大規模工場用地及びゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

⑶　農地の土地評価精通者

イ　不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）

ロ　農業協同組合の役職員（農業協同組合を含む。）

ハ　依頼地域の農地の地価事情に精通していると認められる農業経営者

ニ　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）

ホ　その他依頼地域の農地の地価事情に精通していると認められる者

⑷　山林の土地評価精通者

イ　不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）

ロ　森林組合の役職員（森林組合を含む。）

ハ　依頼地域の山林の地価事情に精通していると認められる林業経営者

ニ　金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）

ホ　その他依頼地域の山林の地価事情に精通していると認められる者

５　報酬

依頼された標準地について１地点当たり次の金額（消費税及び地方消費税を含む。）

	依　頼　内　容	１地点当たりの単価		
		不動産鑑定士	不動産鑑定士以外	
			市町村職員	その他
1	精通者意見価格等（宅地）一般の宅地	１，４５０円	６５０円	１，１５０円
2	精通者意見価格等（宅地）大規模工場用地、ゴルフ場用地等	５，６００円	２，５５０円	５，１００円
3	精通者意見価格等（農地・山林）	１，４５０円	６５０円	１，１５０円
4	地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠	３，３００円		
5	最高標準宅地についての精通者意見価格の評定理由	３，３００円		３，３００円
6	その他、別途指示事項	上記1から5に含む。		上記1から5に含む。

６　契約先

⑴　土地評価精通者が不動産鑑定士である場合

イ　不動産鑑定業者の業務として従事する場合

不動産鑑定業者（不動産鑑定士が主宰する不動産鑑定業者を含む。）と契約する。

ロ　不動産鑑定士（個人）の業務として従事する場合

不動産鑑定士（個人）と契約する。

⑵　土地評価精通者が不動産鑑定士以外である場合

イ　法人（個人事業者を含む。）の業務として従事する場合

法人（個人事業者を含む。）と契約する。

ロ　個人の業務として従事する場合

個人と契約する。

７　「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」等に記載した内容の維持

土地評価精通者及び当局と契約を結ぶ者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」又は「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

８　依頼の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、土地評価精通者業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払は行わない。

⑴　上記３の表の提出書類欄に掲げる提出期限までに業務の完了見込みがない場合

⑵　上記４の受託者の条件に該当しないこととなった場合

⑶　不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第 30 条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合

⑷　土地評価精通者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 40 条に基づく懲戒処分を受けた場合

⑸　不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 41 条に基づく監督処分を受けた場合

⑹　依頼者の指示に従わない場合等、その他土地評価精通者業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合

９　情報の公開

上記３の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、提出された書類は、当局が定める路線価等の評定根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

10　その他

⑴　鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」又は「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」の記載内容に変更があった場合は、依頼者へ直ちに連絡

する。

⑵　意見価格等の調査等を依頼する標準地は、令和５年12月上旬までに評価専門官が指示する。

⑶　本仕様書の業務に関して知り得た事項は、依頼者が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。

なお、本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、精通者意見価格調書等の提出後、依頼者の指示に従い返却する。

⑷　当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力すること。

なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡すること。

⑸　本仕様書に定めがないものについては依頼者の指示に従う。

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）

令和　　年　　月　　日

　　国税局支出負担行為担当官　殿

沖縄国税事務所支出負担行為担当官　殿

　　枚のうち　　枚目

1 不動産鑑定業者に関する事項	① 不動産鑑定業者の名称等			
	所在地	（〒　　－　　）		
	（フリガナ） 名称	（　　）		
	代表者氏名		代表者の役職名	
	この度、次の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む）が、当社（所）の業務として鑑定評価員等の業務、土地評価精通者の業務に従事することを希望します。			
	② 登録番号	国土交通大臣登録（　　）第　　号	③ 電話番号（　　）　　－	
		知事登録（　　）第　　号	④ メールアドレス	

2 不動産鑑定士に関する事項	⑤ 鑑定評価員等・土地評価精通者の希望 ※いずれも希望する場合は両方にチェック		□鑑定評価員等　□ 土地評価精通者	
	⑥住所	（〒　　－　　）	⑦ 士 □　補 □	
	⑧ 氏名（フリガナ）	（　　）	⑨ 生年月日 □大正 □昭和 □平成 年　月　日	⑩ 登録番号 第　　号
	⑪ 電話番号（　　）　　－		⑫ メールアドレス	
	⑬ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名		⑭ ZIP（AES256）形式への対応の可否 □ 可　□ 否
		種別	□ 宅地　□ 農地　□ 山林	

⑮ 実績

区分 / 年	一般の鑑定評価	大規模工場用地の鑑定評価	ゴルフ場用地等の鑑定評価
令和４年	件	件	件
令和３年	件	件	件
令和２年	件	件	件

地価公示担当の有無	都道府県地価調査担当の有無	固定資産税鑑定担当の有無
（令和６年）□ 有　□ 無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　　） □ 代表幹事　□ 分科会幹事	（令和５年）□ 有　□ 無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　　） □ 代表幹事　□ 分科会幹事	（令和６年度評価替） □ 有　□ 無 （担当市区町村名）
（令和５年）□ 有　□ 無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　　） □ 代表幹事　□ 分科会幹事	（令和４年）□ 有　□ 無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　　） □ 代表幹事　□ 分科会幹事	□ 代表鑑定評価員 □ 市区町村幹事

注１　鑑定評価及び意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。

　なお、⑬精通している（希望する）市区町村名又は税務署名欄は、複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。

２　鑑定評価員等を希望する不動産鑑定士等が複数名いる場合は、次葉を使用してください。

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）

2 不動産鑑定士に関する事項

⑤ 鑑定評価員等・土地評価精通者の希望 ※いずれも希望する場合は両方にチェック	□鑑定評価員等　□土地評価精通者	
⑥住所 （〒　－　）		⑦ 士 □　補 □
⑧ 氏名（フリガナ）（　）	⑨ 生年月日 □大正 □昭和 □平成 年　月　日	⑩ 登録番号 第　号
⑪ 電話番号（　）　－	⑫ メールアドレス	
⑬ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名	⑭ ZIP（AES256）形式への対応の可否 □可 □否
	種別	□宅地 □農地 □山林

⑮ 実績

区分／年	一般の鑑定評価	大規模工場用地の鑑定評価	ゴルフ場用地等の鑑定評価
令和４年	件	件	件
令和３年	件	件	件
令和２年	件	件	件

地価公示担当の有無	都道府県地価調査担当の有無	固定資産税鑑定担当の有無
（令和６年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	（令和５年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	（令和６年度評価替） □有 □無 （担当市区町村名）
（令和５年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	（令和４年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	□代表鑑定評価員 □市区町村幹事

2 不動産鑑定士に関する事項

⑤ 鑑定評価員等・土地評価精通者の希望 ※いずれも希望する場合は両方にチェック	□鑑定評価員等　□土地評価精通者	
⑥住所 （〒　－　）		⑦ 士 □　補 □
⑧ 氏名（フリガナ）（　）	⑨ 生年月日 □大正 □昭和 □平成 年　月　日	⑩ 登録番号 第　号
⑪ 電話番号（　）　－	⑫ メールアドレス	
⑬ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名	⑭ ZIP（AES256）形式への対応の可否 □可 □否
	種別	□宅地 □農地 □山林

⑮ 実績

区分／年	一般の鑑定評価	大規模工場用地の鑑定評価	ゴルフ場用地等の鑑定評価
令和４年	件	件	件
令和３年	件	件	件
令和２年	件	件	件

地価公示担当の有無	都道府県地価調査担当の有無	固定資産税鑑定担当の有無
（令和６年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	（令和５年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	（令和６年度評価替） □有 □無 （担当市区町村名）
（令和５年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	（令和４年）□有 □無 （所属分科会名（担当市区町村名）） （　） □代表幹事 □分科会幹事	□代表鑑定評価員 □市区町村幹事

記　入　の　し　か　た

この希望届出書は、鑑定評価員等（鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員をいいます。）及び土地評価精通者となる希望を申し出る不動産鑑定業者ごとに作成してください（本社、支社の別に作成してください。）。

（注）１　不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）以外の者が土地評価精通者に選任されることを希望する場合には、本様式を使用せず、「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」を使用してください。

２　不動産鑑定業者に従事する不動産鑑定士が、その不動産鑑定業者の業務としてではなく、その不動産鑑定士（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、「１　不動産鑑定業者に関する事項」 欄には記入せず、「２　不動産鑑定士に関する事項」欄のみ記入してください。

①「不動産鑑定業者の名称等」欄

・　「代表者の役職名」欄

「代表取締役」、「代表理事」等の代表者の役職名を記入してください。

⑤「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望」欄

両方へ選任されることを希望する場合は、両方にチェックしてください。

⑥「住所」欄、⑪「電話番号」欄及び⑫「メールアドレス」欄

不動産鑑定業者に従事する不動産鑑定士が、その不動産鑑定業者の業務としてではなく、その不動産鑑定士（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合に限り、記入してください。

⑭　「ZIP（AES256）形式への対応の可否」欄

精通者意見価格調書は、メールにより送受信を行っており、税務署から送信する際は ZIP（AES256）形式による暗号化を行っています。

この形式により送付されるファイルは通常の「.ZIP ファイル」より暗号強度が高いため、解凍するためには解凍ソフトが ZIP（AES256）形式に対応している必要があります。当該形式に対応している場合は「可」、対応していない場合は「否」をチェックしてください。

（注）解凍ソフトとしては、例えば「7-zip」等があります（当該ソフトの利用を推奨するものではありません。）。

⑮「実績」欄

・　「一般の鑑定評価」欄

直近３年間（令和２年１月１日から令和４年 12 月 31 日まで。以下同じ。）を対象として、一般の鑑定評価（大規模工場用地、ゴルフ場用地等の鑑定評価を除く。）を行った件数を記入してください。

・　「大規模工場用地の鑑定評価」欄

直近３年間を対象として、当該希望届出書を提出する国税局管内において大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれら宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が５万平方メートル以上のもの）の鑑定評価を行った件数を記入してください。

・　「ゴルフ場用地等の鑑定評価」　欄

直近３年間を対象として、当該希望届出書を提出する国税局管内においてゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地）の鑑定評価を行った件数を記入してください。

(注)鑑定評価を行った件数には、公的土地評価に係る鑑定評価の件数を含みます。

・　「地価公示担当の有無」欄、「都道府県地価調査担当の有無」欄及び「固定資産税鑑定担当の有無」欄

その担当の有無をチェックしてください。また、「有」にチェックした場合には、所属分科会名及び担当市区町村名を記入するとともに、代表幹事等を担当している場合は該当する項目をチェックしてください。

土地評価精通者の希望届出書

（不動産鑑定士以外用）

令和　　年　　月　　日

　　国税局支出負担行為担当官　殿

沖縄国税事務所支出負担行為担当官　殿

　　枚のうち　　枚目

1 法人等に関する事項	① 法人等の名称等			
	所在地	（〒　　－　　）		
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名称	（　　）		
	代表者		代表者の役職名	
	② 電話番号（　　）　　－		③ メールアドレス	
	この度、次の当社（所）の者が、当社（所）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望します。			

2 個人に関する事項	土地評価精通者の業務に従事することを希望します。			
	④ 住所	（〒　　－　　）	⑤ 生年月日	□大正 □昭和 □平成　年　月　日
	⑥ (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	（　　）	⑦ 所属部署及び役職等（勤務先の所在地・名称）	
	⑧ 電話番号	（　　）　　－	⑨ メールアドレス	
	⑩ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名		⑪ ZIP（AES256）形式への対応の可否 □可 □否
		種別	□宅地 □農地 □山林	
	⑫ 土地評価等に関する業務の内容			

注１　意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。
　　なお、精通している（希望する）市区町村名又は税務署名欄は、複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。

２　土地評価精通者を希望する者が複数名いる場合は、次葉を使用してください。

次葉

土地評価精通者の希望届出書
（不動産鑑定士以外用）

枚のうち　枚目

2 個人に関する事項	土地評価精通者の業務に従事することを希望します。				
	④ 住所	（〒　－　）		⑤ 生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日
	⑥ (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	（　）	⑦ 所属部署及び役職等（勤務先の所在地・名称）		
	⑧ 電話番号	（　）　－	⑨ メールアドレス		
	⑩ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名		⑪ ZIP（AES256）形式への対応の可否	□可 □否
		種別	□宅地 □農地 □山林		
	⑫ 土地評価等に関する業務の内容				

2 個人に関する事項	土地評価精通者の業務に従事することを希望します。				
	④ 住所	（〒　－　）		⑤ 生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日
	⑥ (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	（　）	⑦ 所属部署及び役職等（勤務先の所在地・名称）		
	⑧ 電話番号	（　）　－	⑨ メールアドレス		
	⑩ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名		⑪ ZIP（AES256）形式への対応の可否	□可 □否
		種別	□宅地 □農地 □山林		
	⑫ 土地評価等に関する業務の内容				

記　入　の　し　か　た

この希望届出書は、土地評価精通者となる希望を申し出る者が不動産鑑定士以外の者である場合に使用します。

また、希望を申し出る者が従事する法人（個人事業者を含む。以下同じ。）ごとに作成してください（本社、支社の別に作成してください。）。

（注）　土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、「１　法人等に関する事項」欄には記入せず、「２　個人に関する事項」欄のみ記入してください。

①「１　法人等に関する事項」欄の「代表者の役職名」欄

「代表取締役」、「代表理事」等の代表者の役職名を記入してください。

④「住所」欄、⑧「電話番号」欄及び⑨「メールアドレス」欄

土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合に限り、記入してください。

⑦「所属部署及び役職等」欄

土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、所属部署及び役職名と併せて勤務先の所在地及び名称を必ず記入してください。

⑪「ZIP（AES256）形式への対応の可否」欄

精通者意見価格調書は、メールにより送受信を行っており、税務署から送信する際は ZIP（AES256）形式による暗号化を行っています。

この形式により送付されるファイルは通常の「.ZIP ファイル」より暗号強度が高いため、解凍するためには解凍ソフトが ZIP（AES256）形式に対応している必要があります。当該形式に対応している場合は「可」、対応していない場合は「否」をチェックしてください。

（注）解凍ソフトとしては、例えば「7-zip」等があります（当該ソフトの利用を推奨するものではありません。）。

⑫「土地評価等に関する業務の内容」欄

現在、従事している土地評価等に関する業務の内容（担保評価、売買の仲介等）を記入してください。

別紙３

令和　　年　　月　　日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
高松国税局総務部次長　殿

住　　所
　又は
所　在　地

氏　　名
　又は
名　　称

代表者氏名

「令和６年分　鑑定評価員等及び土地評価精通者」の公募に当たり、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申込みを取り下げます。

誓　約　書

私（当社）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
　高松国税局総務部次長　　殿

令和　　年　　月　　日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名
連　絡　先　☎

※　添付書類：役員等名簿

役 員 等 名 簿

法人(個人)名:

役　職　名	(フリガナ) 氏　名	生　年　月　日	性別	住　所
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	
	( )	T S H　年　月　日	男 ・ 女	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

記載例（法人の場合）

役 員 等 名 簿

法人（個人）名：　株式会社国税鑑定事務所

役　職　名	（フリガナ） 氏　名	生　年　月　日	性別	住　所
取締役代表	（タカマツ　タロウ） 高松　太郎	T S　○○年　○○月　○○日 H	(男) 女	高松市天神前2－10
取締役	（マツヤマ　ジロウ） 松山　次郎	T S　○○年　○○月　○○日 H	(男) 女	高松市番町1－1
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	
	（　　）	T S　年　月　日 H	男 ・ 女	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

記載例（個人の場合）

役 員 等 名 簿

法人（個人）名：　国税　太郎　←　個人である場合はその者についての記載をお願いします。

役　職　名	（フリガナ） 氏　名	生　年　月　日	性別	住　所
	（コクゼイ　タロウ） 国税　太郎	TSH ○○年 ○○月 ○○日	男・女	高松市天神前2－10
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	
	（　）	TSH　年　月　日	男・女	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。